

議案第 35 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条中「3万円」を「5万円」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1 助谷地区農業集落排水処理施設の項の次に次のように加える。

西小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字西小鹿	西小鹿地区
吉尾地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字吉尾	吉尾地区

附 則

(施行期日) 一の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置) 一の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

市長 田 吉 員 印 三

平成12年3月25日

市長 田 吉 員 印 三

例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

一の例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。

例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。	例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。	例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。
例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。	例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。	例案をて五の例案をて関に照すむる要旨の趣意に照して本附則を施行する。